

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

SEPTEMBER 2021  
 VOL.638

# 9



満開彼岸花(茂木町城山公園)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

## ●2021 9月号 CONTENTS●



全国労働衛生週間実施要綱.....2	医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう.....12
茨城労働局長が建設工事現場の安全パトロールを実施!...5	「業務改善助成金」が使いやすくなります.....13
9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!.....6	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ.....14
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です!.....7	雇用管理研修のご案内.....15
令和2年 監督指導実施結果.....8	県内の労働災害発生状況速報.....15
適正な職場環境のための改善支援を行います!.....9	令和3年死亡災害発生状況.....15
パワハラ防止措置の対応はお済みですか?.....10	茨城県産業安全衛生大会の開催について.....15
中小企業のための女性活躍推進事業.....11	講習会のご案内.....16

## 令和3年度(第72回)全国労働衛生週間スローガン

## 向き合おう! ところとからだの健康管理

準備期間9/1~9/30 本週間10/1~10/7

## 令和3年度 全国労働衛生週間実施要綱

## 1.趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(平成30年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう! ところとからだの健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともにみんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集空間(多くの人が密集している)、③密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労務協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

## 2.スローガン

全体(主)スローガン:

・向き合おう! ところとからだの健康管理

副スローガン:

・うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

## 3.期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4.主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5.協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6.協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7.実施者

各事業場

## 8.主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9.協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10.実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携、協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項  
ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視  
イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示  
ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰  
エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施  
オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項  
下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。  
ア 重点事項  
ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する

- る事項
- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスクエア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ロ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
- b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (ハ) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (ニ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業業種を含む)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (ホ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
- (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底(貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)
- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合(不明な場合を含む。)における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (ヘ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
  - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)の実施
  - c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
  - a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
  - a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- イ 労働衛生3管理の推進等
  - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
    - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
    - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
    - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
    - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
    - e 現場管理者の職務権限の確立
    - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
  - (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
    - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
    - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
    - c 事務所や作業場における清潔保持
    - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
  - (ウ) 作業管理の推進に関する事項
    - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
    - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
    - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (ニ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
  - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (ホ) 労働衛生教育の推進に関する事項
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (ヘ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (ニ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項
- ウ 作業の特性に応じた事項
  - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
    - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
      - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
      - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
      - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
      - (d) じん肺健康診断の着実な実施
      - (e) 離職後の健康管理の推進
    - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
  - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ニ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ホ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
  - (ヘ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
    - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
    - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (イ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
  - (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

# 死亡労働災害の撲滅に向けて

## 茨城労働局長が建設工事現場の安全パトロールを実施!



パトロールを前に安全訓話をする下角労働局長

茨城労働局(局長 下角圭司)は、全国安全週間の初日である本年7月1日に、水戸労働基準監督署と合同による安全パトロールを実施しました。

茨城県内の労働災害の発生状況は、令和3年5月末時点において1,177人と、前年同期と比較して24.7%増加しており、また、労働災害による死亡者数は、パトロール当日において11人と前年同期の1.6倍となっており、特に建設業において5人が亡くなっていることから、この増加傾向に歯止めをかけ、さらに減少に転じさせるため、墜落・転落災害など重篤な災害が起こりやすい建設工事現場の安全パトロールを実施しました。

茨城労働局の下角局長をはじめ、水戸労働基準監督署の職員など計6名は、竹中・株木・鈴木良・葵・関根特定建設工事共同企業体が水戸市で施工する新市民会館等施設建築物新築工事現場において、ビル・インフォメーション・マネジメントを用いた安全な作業方法の確認・共有や、熱中症対策、転倒災害を防止する対策などの対策が講じられていることを確認しました。

下角局長は、訓話の中で「建設工事現場においては、作業内容が日々刻々と変化する。大丈夫と思いつめるのではなく、作業開始前の安全点検や終業時の安全確認などを通じて、危険な箇所や作業を全員で共有し、それら一つ一つを創意工夫によって地道に改善していくことが重要。そうした活動を継続的に行える環境を維持していくことが、死亡事故などの大きな災害を防ぐための最大の手立てである。」と呼び掛けました。

このほか、茨城労働局では各労働基準監督署と連携して、労働災害が増加傾向にある業種に対し、職場の安全衛生活動の総点検を含めた労働災害防止対策の徹底に向けた周知啓発、指導を実施しています。



工事の説明を受ける下角局長(右側)

# 9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!

## 茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、粉じん障害防止対策を推進するため、平成30年4月から令和5年3月までの5か年計画とする「第9次粉じん障害防止総合対策」を策定し、事業者が特に実施すべき措置として、「粉じん障害を防止するための事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)を示しました。また、9月の全国労働衛生週間準備期間は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の徹底を図ることとしております。なお、本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いいたします。

### 【重点事項】

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) 石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) (1)から(3)までを除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
- (5) 呼吸用保護具の使用を徹底及び適正な使用を推進
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理を推進

各団体では、月間中に粉じんの有害性や粉じん障害防止対策への意識を高揚させるため、会員事業場の安全衛生パトロールを実施することや会員事業場の講ずべき措置の実施状況を自主点検すること等各種行事を開催し、粉じん障害防止の効果的な推進を実施するとともに、各事業場では、月間中に以下の取組をお願いします。

### 【月間中の主な取組事項】

#### 1 労働衛生管理体制の確立

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、保護具着用管理責任者を選任し、職務の確実な実施。衛生委員会を開催し、粉じん対策を徹底。

#### 2 「粉じん対策の日」の設定

「粉じん対策の日」を定め、呼吸用保護具・局所排気装置等を点検、たい積粉じん除去のための清掃等を集中的に実施。

#### 3 粉じん発散の防止

局所排気装置等による換気の確保、定期自主検査に基づく補修を実施。

#### 4 粉じん吸入の防止

岩石等の裁断・研磨・粉碎、アーク溶接、金属の研磨、ずい道等建設工事等における高性能な電動ファン付き呼吸用保護具を着用及びその適切な使用を徹底。

#### 5 作業環境測定の実施等

作業環境測定結果の評価に基づいた設備及び環境等の改善を実施。

#### 6 じん肺健康診断及び事後措置の実施

就業時や定期のじん肺健康診断を実施及びその適切な事後措置を実施。

#### 7 教育の実施

じん肺の予防及び健康管理教育を実施、有所見労働者のじん肺の増悪を防止するため、健康管理教育を実施。

\* 問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！ ～健康診断と事後措置の徹底を！～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を推進するため、9月の全国労働衛生週間準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と定め、健康診断及び事後措置等による健康管理対策の徹底を図ることとしております。なお、本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

## 1 健康診断の適切な実施、異常の所見のある労働者の業務内容に関する 医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

### (1) 健康診断の種類とその適切な実施

- ① 一般定期健康診断(雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者等の健康診断)
- ② 特殊健康診断(有機溶剤、鉛、特定化学物質等の取扱いに常時従事する労働者等)
- ③ じん肺健康診断(粉じん作業に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者等)
- ④ 歯科医師による健康診断(塩酸、硝酸、硫酸等を発散する場所に常時従事する労働者)
- ⑤ 情報機器作業(旧VDT作業)、騒音作業、重量物取扱い作業、身体に著しい振動を与える業務等に係る指針・通達による健康診断

### (2) 健康診断実施後の事後措置の徹底

健康診断の結果、異常の所見のある労働者については、医師等の意見を聴取し、必要があると認められるときには、対象者の実情を考慮して①就業場所の変更②作業の転換③労働時間の短縮④深夜業の回数の減少等適切な措置を講じる必要があります。

## 2 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

## 3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

健康診断の結果、医療保険者から事業者へ、特定健康診査に相当する項目の記録の写しの提供を求められたときには、その記録の写しを提供する必要があります。なお、この提供は、個人情報保護法第23条により第三者提供に係る労働者本人の同意は不要とされています。

## 4 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

小規模事業場が、医師を確保し、労働者に対する保健指導・健康相談等を提供することは容易ではありません。そこで、小規模事業場の労働者が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、県内9箇所に地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び個別訪問による産業保健指導等を原則無料により提供しています。

\* 問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)

# 令和2年 監督指導実施結果

茨城労働局監督課

県内の8つの労働基準監督署では、長時間労働・過重労働の防止や労働条件の確保と改善、そして安心・安全で健康に働ける職場環境の整備を図るため、事業場への監督指導を実施しています。

令和2年の実施結果は次のとおりです。

**1 実施件数 1,952件**

<業種別>

①製造業 654件 ②建設業 455件 ③商業 270件 ④運輸交通業 166件 ⑤接客娯楽 121件

\*建設業の件数は、各工事現場で違反が認められた元請、下請それぞれの件数です。

**2 違反件数 1,193件**

**3 違反率 61.1%**

<業種別>

①鉱業 100.0% ②畜産・水産業 83.3% ③農林業 77.3% ④接客娯楽 71.9% ⑤保健衛生業 68.5% ⑥製造業 65.7% ⑦建設業 64.2% ⑧金融広告業 61.5% ⑨運輸交通業 56.0%

令和2年監督指導実施結果

業種	件数等	実施件数 (件)	違反件数 (件)	違反率 (%)
製造業		654	430	65.7%
鉱業		5	5	100.0%
建設業		455	292	64.2%
運輸交通業		166	93	56.0%
貨物取扱		20	9	45.0%
工業的業種計		1,300	829	63.8%
農林業		22	17	77.3%
畜産・水産業		6	5	83.3%
商業		270	136	50.4%
金融広告業		13	8	61.5%
映画・演劇業		0	0	—
通信業		6	0	0.0%
教育研究		26	10	38.5%
保健衛生業		73	50	68.5%
接客娯楽		121	87	71.9%
清掃・と畜		28	16	57.1%
官公署		0	0	—
その他の事業		87	35	40.2%
非工業的業種計		652	364	55.8%
合計		1,952	1,193	61.1%

## <労働基準法違反>

36協定の締結・届出を行わずに、あるいは同協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせた場合には32条(労働時間)の違反となり、また、残業をしても残業代を支払わないいわゆる「サービス残業」や割増賃金の算定基礎に必要な手当が含まれていないなどは37条(割増賃金)の違反となります。

労働基準法違反

違反内容	15条 労働条件明示	24条 賃金不払	32条 労働時間	35条 休日	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金台帳
件数	209	84	315	19	263	176	178

最低賃金法違反

4条 最低賃金
68

## <労働安全衛生法違反>

安全基準の違反には、足場や作業床に係る違反が多く含まれ、健康診断の違反には、1年に1回行う必要がある定期健康診断のほか、有害業務に従事する者を対象とした特殊健康診断(6か月に1回行うもの)の違反を含みます。

労働安全衛生法違反

違反内容	10~19条 (14条を除く) 安全衛生管理体制	14条 作業主任者	20~25条 安全基準	20~25条 衛生基準	30~31条 特定元方事業者 ・注文者	45条 定期自主検査	59~60条 安全衛生教育	61条 就業制限	65条 作業環境測定	66条 健康診断
件数	102	64	354	65	52	90	24	21	32	121



# 適正な職場環境のための 改善支援を行います!

無料  
オンライン  
対応可能



労働条件自主点検表の分析・セミナー・専門家による訪問(普及指導)

## 茨城労働局監督課

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理及び労働災害防止のための安全衛生管理などに関する知識の習得のため、専門家によるセミナーや訪問支援を委託事業(就業環境整備・改善支援事業)により無料でを行っています。

### 1. 労働条件自主点検

自ら労働条件等を点検することができる簡易な自主点検表を事業場に送付し、問題がある場合に、自主的な改善を実施していただけるよう支援します。

### 2. 基礎的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールを分かりやすく説明します。参加者には、「やさしく分かりやすく」編集したテキストなどを配布し、社会保険労務士などの労働法の専門家がその内容について丁寧に解説します。セミナーはオンライン開催と現地開催(茨城県での開催は、9月29日(水)に水戸市の「ザ・ヒロサワ・シティ会館」で、10月26日(火)に水戸市の「(株)伊勢基本社中央ビル」でそれぞれ予定)がありますので、ご都合にあわせてお申し込みください。

### 3. 訪問支援

希望される事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスをを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを行います。

○事業の詳細及びセミナー・訪問支援のお申し込みについては、以下のホームページをご覧ください。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/index.html>

人は最大の資源です

最低限抑えておきたい労務管理  
就業環境整備・改善支援セミナー

労働者に対する配慮は、事業場での競争の一環としてですが、いつかは収益が見えます。労務管理が得意です。経営の健全化に必要です。この機会に、自己評価を高め、課題を洗い出してください。

【オンラインセミナー】120分(45分+15分+15分+15分+15分+15分) 9月30日(木) 10:30-12:30、11月10日(木) 10:30-12:30

【現地セミナー】120分(45分+15分+15分+15分+15分+15分) 9月29日(水) 14:30-16:30、10月26日(火) 14:30-16:30

【申し込み】9月15日(金)までお申し込みください。お申し込みは、お申し込みフォームからお願いします。

事業主の皆さん、職場の就業環境を見直してみませんか?  
専門家が訪問して労務のお悩みを解決します!

内容: 専門家が個別に事業場を訪問し、事業主の皆さんの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行います。訪問は無料で行われます。(ご訪問は1回のみ)

相談のメリット: ・ 困りごとを相談し、解決できる! ・ 気になる点について相談できる! ・ 知らないことについてアドバイスをもらえる! (相談料「訪問料」はかかりません!)

申込み: 9月(現地)申込み締切日)もしくは10月(オンライン)申込み締切日)までお申し込みいただけます。お申し込みは、お申し込みフォームからお願いします。

みなさまからのご質問もお待ちしております!

【お問い合わせ先】 就業環境整備・改善支援事業 茨城労働局 監督課  
〒310-8544 茨城県水戸市東区1-1-1 水戸労働局 5階  
TEL: 029-222-2111(受付) FAX: 029-222-2112  
Eメール: shuugyou@shuugyou.mhlw.go.jp URL: <https://shuugyou.mhlw.go.jp>

2022年(令和4年)4月1日から、中小企業にも  
**パワーハラスメント防止措置が義務となります!**  
 ~中小企業の皆さま、早めの対応を!~

**パワーハラスメント防止措置の  
 対応はお済みですか?**

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
  - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
  - ③労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

客観的にみて、業務上必要かつ  
 相当な範囲で行われる適正な業務指示や  
 指導については、該当しません。

**職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置(※)**

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務) ※中小企業は令和4年4月1日から義務

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワーハラの内容・パワーハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談 窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談 窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと (事実確認ができた場合講じる必要があります)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと (事実確認ができた場合講じる必要があります)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も講じる必要があります)

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含みます)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益 取扱い をされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

**事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止(※)**

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

※本項目は企業規模に関わらず、全ての企業が対象としてすでに施行されています。

**職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されています(※)**

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。(①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントも同様です。)

- ① 事業主及び労働者の責務を法律上明記
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応(セクシュアルハラスメントのみ)

※本項目は企業規模に関わらず、全ての企業が対象としてすでに施行されています。

**ハラスメント対策についてのお役立ち情報**

▶ポータルサイト「あかるい職場応援団」

職場におけるハラスメントに関する研修用資料や、対策導入マニュアル、裁判例など、社内の体制整備に役立つ情報を発信しています。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
 ハラスメント対策の総合情報サイト

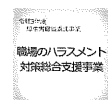
**あかるい職場応援団**

URL <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



▶ハラスメント対策支援事業(厚生労働省委託事業)

「職場のハラスメント対策総合支援事業」では、ハラスメント対策に取り組む中小企業をサポートするため、社会保険労務士等の専門家によるハラスメント対策の実施についての具体的なアドバイスや企業内研修等を無料で行います。是非ご利用ください!



【問い合わせ・申込先】東京海上ディーアール株式会社 職場のハラスメント対策総合支援事業事務局

電話：03-3217-5777 URL <https://www.tokiorisk.co.jp/news/2021/2021harassment.html>

**お問い合わせ先**

**茨城労働局 雇用環境・均等室**

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

電話：029-277-8295 FAX：029-224-6265

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



～事業主の皆さま、準備はされていますか？～

# 令和4年4月1日より101人以上の企業にも 女性活躍推進法が適用されます！

2021年度「中小企業のための女性活躍推進事業」



支援  
無料



～女性が活躍する新たなステージへ～

あなたの  
企業の **女性活躍**を  
しっかり支援します！

改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定・届出が常時雇用する労働者が101人以上の事業主にも義務化（令和4年4月1日施行）されます。

女性活躍を推進するためには、何から始めればよいのか、どのように取り組めば良いのか、悩んでいる事業主や人事労務担当者の皆さまを支援します。

## 女性活躍推進アドバイザーによる、相談、個別企業訪問支援

あなたの企業の女性活躍推進を、アドバイザーがきめ細やかに支援します！

専任の「女性活躍推進アドバイザー」が、女性活躍に関する状況の把握や課題の分析、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定と届出まで、一貫した支援を行います。

対象となる  
企業

- ① 常時雇用する労働者数300人以下の中小企業
- ② 女性活躍推進の取り組みに関して専門知識が足りない、ノウハウが不足している等の課題を抱えている中小企業

具体的な  
支援内容

1. ヒアリングの実施（状況や課題の把握）
2. 課題の整理・目標設定
3. 具体的な行動計画を示し、目標に向けた取り組みへのアドバイス
4. 一般事業主行動計画の策定と都道府県労働局への届出
5. その他、情報公表の諸手続き、えるぼし認定等取得に係る内容や諸手続きについての支援

～個別企業訪問支援の流れ～

ホームページより申込  
[https://joseikatsuyaku.com/  
support/form/](https://joseikatsuyaku.com/support/form/)

専任のアドバイザーを選定し、今後の支援活動やスケジュール等についてご連絡します。

2回の企業訪問（1回あたり2時間程度）を通じて具体的な支援を行います。また、電話やメールでの相談や問い合わせも承ります。

### ★お役立ち情報★

「女性の活躍推進企業データベース」では、女性の活躍推進に取り組むための参考情報として、行動計画策定支援ツールなどを掲載しています。

また、女性の活躍推進や両立支援に積極的に取り組む企業の事例を多数掲載しています。自社の取組の参考としてください。

女性の活躍推進企業  
データベース



URL <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

### 【問い合わせ先】

#### ●女性活躍推進法の法律に関する相談

茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295（平日8：30～17：30）

#### ●女性活躍推進アドバイザー派遣等に関する相談

LEC東京リーガルマインド 女性活躍推進センター 東日本事務局  
〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル ☎0120-982-230（平日9：00～17：00）

# 医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう!

## ～ 医療勤務環境改善マネジメントシステムを活用しましょう ～

厳しい勤務環境に置かれている医師や看護職等の医療従事者が健康で安心して働ける環境の整備は、質の高い医療の提供や医療安全の確保等を図る上でも、極めて重要です。

平成26年の医療法改正(※)により、医療機関の管理者が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むこととする努力義務規定が創設されました。

PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み「医療勤務環境改善マネジメントシステム」を活用して、医療従事者がいきいきと働ける職場づくりを行ってください。

勤務環境改善を進める際には、医療機関のトップの高い意識と方針表明が極めて重要です。

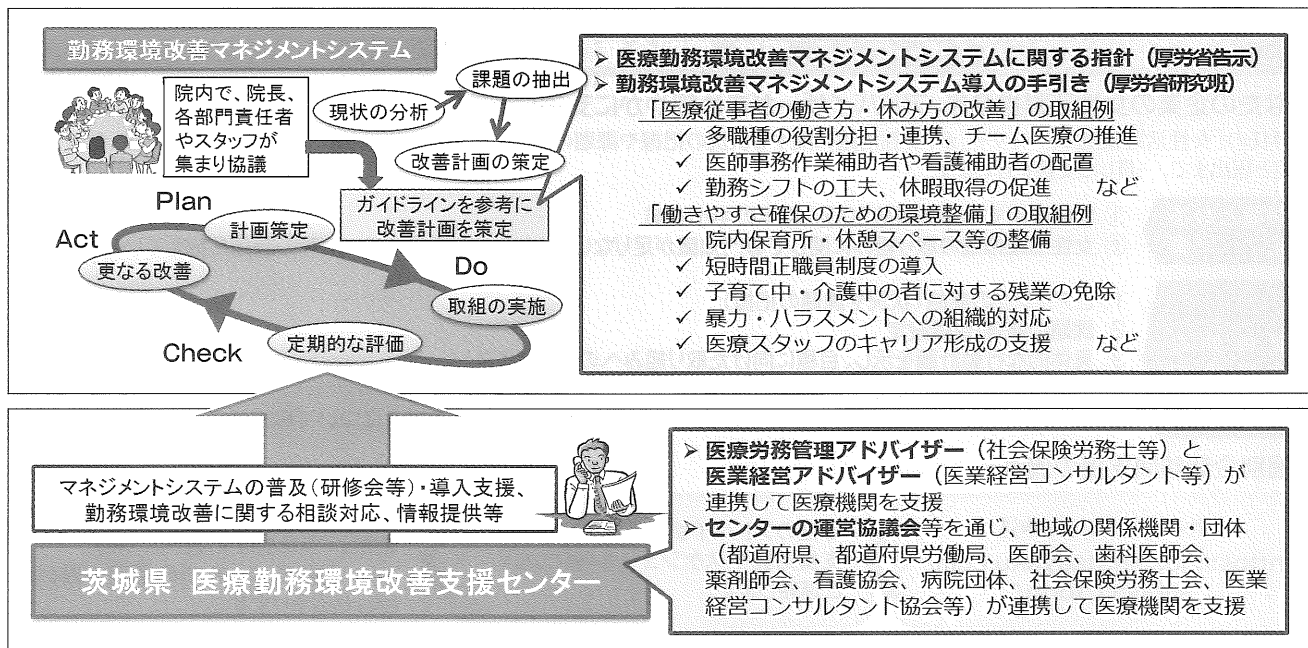
茨城県医療勤務環境改善支援センターがパートナーとして、医療機関を支援します。

※医療法第30条の19 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

### 医療勤務環境改善マネジメントシステムとは?

各医療機関においてPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に取り組む仕組みです。

医師・看護職・薬剤師・事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善活動を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的としています。



### 茨城県医療勤務環境改善支援センター

医療勤務環境改善支援センターでは、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、医業経営アドバイザーと医療労務管理アドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行っています。

何をどう取り組もうか迷ったら、お気軽に、茨城県医療勤務環境改善支援センターへご相談ください。

〒310-0011 水戸市三の丸2-3-3-303【労務管理部門】

TEL:029-302-3471 / FAX:029-307-4199 / メール:ibaraki2@task-work.com

上記に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで

令和3年8月から

# 「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金

検索

## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5  生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	30万円		
		4~6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件:事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件:売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先、その他の変更点については厚生労働省ホームページをご覧ください。



## 産保センターの

# 産 業 保 健 専 門 職

(保健師)

### ●健康診断やりっぱなしになっていませんか？

小規模事業場で働いている方へ健康のアドバイスに伺います。

(従業員が50人未満の事業場)

#### ①健康診断後の健康相談。以下のようなケースで対応いたします。

- ・健康診断で基準値からはずれた項目がある方、メタボリックシンドロームや血圧が高めの方がいるのに、保健指導を受けていないケース。
- ・医師から保健指導を受けるように言われているが、その後対応していないケース。

#### ②健康講話

- ・労働者が集まった場で腰痛対策、うつ病予防、疲労の話、睡眠の話など、ご要望に合わせてお話しします。

#### ③個別の健康相談

- ・自分の体で気になることがあるなど、健康状態についてアドバイスを受けたい労働者の方を対象に個別に相談に応じます。

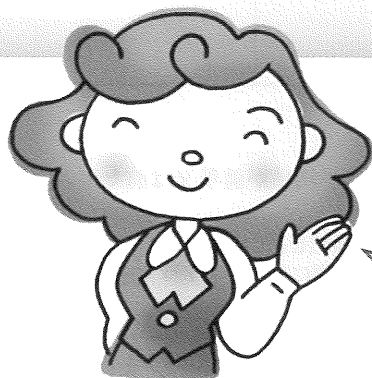
### ●治療と仕事が両立できるようにともに考え支援します。

医療機関や産業医の先生、社会保険労務士などの両立支援促進員さんと連携しながら、自分のペースで働ける方法を考えます。

そして、治療が続けられるよう職場環境に配慮がされ、「お互い様」の風土が根付くように働きかけます。

### ●健康について気になることのご相談は、

電話でいつでもお受けいたします。お気軽にお電話ください。



ご連絡おまちしております

## 茨城産業保健総合支援センター

すべて  
無料です

☎ 029-300-1221  
Fax 029-227-1335  
担当 関水(セキミズ)

雇用管理研修のご案内

～建設業向け コミュニケーションスキル等向上コース～

受講料無料

コミュニケーションを取りながら働くことのできる職場環境づくりの手法や、離職する若者の多い建設業等の職場におけるモチベーションの維持・向上を習得するため講義とグループワークを通じての講習です。どなたでも無料で参加できます。

**水戸会場** 令和3年10月8日(金) 13:00～16:30 定員40名  
 (一社)茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター  
 水戸市渋井町堺橋263の1

**お問合せ先** 株式会社労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03(3915)7221

県内の労働災害発生状況速報 (令和3年7月末現在)

業種別		令和3年		前年同期	
計		( 14 )	1,741	( 9 )	1,455
製造業		( 3 )	447	( 0 )	399
鉱業		( 0 )	1	( 0 )	7
建設業		( 5 )	168	( 2 )	152
内訳	土木	( 1 )	52	( 2 )	40
	建築	( 4 )	93	( 0 )	85
	その他	( 0 )	23	( 0 )	27
運輸交通業		( 0 )	200	( 1 )	202
貨物取扱業		( 0 )	25	( 0 )	31
農林業		( 0 )	24	( 1 )	34
畜産水産業		( 1 )	66	( 1 )	74
商業		( 1 )	250	( 1 )	207
その他		( 4 )	560	( 3 )	349

(注) ( )内は、死亡者で内数

令和3年死亡災害発生状況

7月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
7月 10～11時	作業者 60歳代 7か月	その他の 廃棄物処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	空き缶を圧縮して金属の塊にする圧縮成型機を自動で動かしていた際に、圧縮後に戻ってきたはね上げ式の上ぶたと付近の構造物の間に頭部をはさまれた。
			射出成型機	
7月 16～17時	作業者 80歳代 11年	その他の金属 製品製造業	墜落・転落	鉄骨造りの物置を設置するため、鉄骨を固定する作業を終えて脚立から降りようとしたところ、足を掛けていた脚立から転落し、コンクリート床上に頭部を強打した。
			はしご等	
7月 12～13時	作業者 70歳代 3か月	自動車小売業	高温・低温の 物との接触	自動車販売店において、被災者は屋外で展示車の洗車作業中、熱中症の症状がみられ休憩していた。その後、倒れているところを発見され病院へ搬送されたが死亡した。
			高温・低温 環境	

茨城県産業安全衛生大会の開催について

8月号でお知らせしました10月6日(水)開催予定の茨城県産業安全衛生大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況如何により、開催予定が変更となる場合がありますので、追加してお知らせいたします。ご理解ご協力をお願いいたします。

# 講習会のご案内 (令和3年9月中旬～10月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
10/11～12・13	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
10/12～13・14・15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/12～13・14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
9/21～22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/19～20	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
10/20～21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
10/25～27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>ガス溶接</b>		
9/15～16	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
9/17～18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/25～26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
10/29～30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>玉掛け</b>		
9/24～25・26	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
10/5～6・10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/18～19・20・21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
10/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
10/5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/12	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/24	平成館 (古河市)	古河協会
<b>ショベルローダー等運転</b>		
10/12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
9/28～29・30・10/1・4・7	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
10/7～8・9	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/8～9・10	平成館 (古河市)	古河協会
10/14～15・16・17	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
10/12～13・14・15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
10/21～22・23	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/21～22・24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
9/29～30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/6～7	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
10/19～20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/28～29	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
10/28～29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
9/28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>プレス・シャーの金型等取付け等の業務</b>		
10/22～23	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
9/16～17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/26～27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/30～31	平成館 (古河市)	古河協会

<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
9/22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
9/24～25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
9/15～16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
10/29～30	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>産業用ロボットの教示・検査等の業務</b>		
9/28～29	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
<b>特化物能力向上教育</b>		
10/11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>有機溶剤作業主任者能力向上教育</b>		
9/27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長・安全衛生責任者能力向上教育</b>		
10/1	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
9/15～16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/7～8	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/7～8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/13～14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
9/28～29	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/2～3	平成館 (古河市)	古河協会
10/25～26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/28～29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
10/21～22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
10/18～20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>雇用管理研修(建設業) コミュニケーションスキル等向上</b>		
10/8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
9/22	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
<b>外国人技能実習法</b>		
<b>技能実習責任者養成講習</b>		
9/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>技能実習指導員養成講習</b>		
9/18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>生活指導員養成講習</b>		
9/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。  
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478